

# 令和5年11月第12回 真庭市農業委員会総会 議事録

## 1. 開催日時 令和5年11月10日(金)

午前10時00分から午前11時00分

## 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

## 3. 出席委員(44人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭

10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史

36番 浅田光明 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 清水 晃

## 4. 欠席委員(2人)

農業委員 6番 池田和道

推進委員 37番 戸田典宏

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第58号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第59号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、只今から令和5年11月総会を開催させていただきたいと思います。

それでは、会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

会 長 利用状況調査、大変ご苦労さまでした。今回はタブレットを使ってということで非常に戸惑いもありました。私も大分苦労しましたが、皆さんもかなり大変だったというふうに思います。タブレットを使うと現地というか、大きくできますんで紙の地図よりかなりいろんなことが出て大変多くなったと、それだけ細かく調査ができたんだらうというふうに思います。地域のことを改めて皆さんも見直して、どういうふうになっているんだらうということが非常によく分かったのではないかといいように思います。国のほうも先日補正予算を、農水省のほうからも発表がありまして、かなりの金額を出すということでございます。今回は畑地化をより一層進めるということで、大豆とか麦とかの期待を狙っているんだらうというふうに思います。輸入に頼っているものをとにかく、自給率の関係もありますし、地元で、日本でやっついこうということのようです。以前から言われておりますけど、なかなか広まっていないということだらうというふうに思います。いろいろ障害の面もあります。価格の面もありますし、やはり採算が合うような経営に持っていかなければなりませんので、これはもう国のほうで考えていただきたいというふうに思います。また、畑地化になるということは一軒一軒がするのではなくて、やはり地域で取り組むのが一番いいんだらうというふうに思います。以前はローテーションということで地域でまとまってやっていたところもかなりありましたけど、今はそういうことを聞かなくなりました。今回そういうことで、今年、来年と地域計画ということで2年間で作るようになっております。各地でそういう組織と申しますか、そういう集まりができれば、それがいいほうに向かっていったら地域で話し合いができ、今後の農業拡大ということになろうかというふうに思います。大変難しいことではありますけど、これから市のほうも一生懸命取り組むということでございますので、皆さんも協力して取り組んでいただければというふうに思います。農業に関する説明会もございますので、多くの方に参加していただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、11月の総会を始めます。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、総会のほうに入らせていただきます。

本日の欠席委員の方は1名いらっしゃいます。6番委員がご欠席でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名の方に出席いただいております。定足数に達しておりますので、11月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よりよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、9番、          委員、10番、          委員を指名いたします。

日程2、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は5件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によりまして審議しました結果、全件とも該当しないため、許可の要件を全て満たしていると考えます。

番号1でございます。

北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,942㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明申し上げます。

譲渡人には10月17日に、譲受人には10月27日にお話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですが、今回所有権を移転する田の隣を耕作しているのが譲受人で、手放したいとの意向を聞き、話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は71歳ですが、積極的に農業に取り組み、150日以上臨時雇用を使ってシャインマスカットやピオーネ、水稻、黒大豆などを生産しております。水稻は営農組合に委託しております。この田には飼料米を作付する予定です。トラクター、管理機、刈払機などの必要な農業機械も所有しています。現時点では問題なく耕作していただけたと思います。その他指摘事項もありません。よろしくご協議願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆855㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 現地に先月28日に調査確認ということで行ってまいりました。まず、譲渡人の方の状況でございますけれども、この方は高校卒業と同時に実家を出られまして今現在赤磐市のほうで自営業をされて、そこで生活基盤を営んでおります。長年こちらでご両親が田んぼをしておたわけですけれども、3年前、母親が亡くなられまして相続したということなんですけれども、譲渡人さんが現在72歳、そして生活基盤も赤磐のほうにあるということで、こちらの実家に戻る予定はございませんということです。そして、後継者もないということです。今現在ある、ここに出ておりますこの田につきましては、十数年前に母親から耕作委託をしておりましたこの譲受人の方に無償贈与ということで渡したいということでございます。譲受人のことでございますけれども、現在1ヘクタールあまりの耕作をしているということで、長年数年余り畑や田んぼを作っておるという中で、そういうことであれば譲り受けて管理していきましようということで受けたということでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆124㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 本案件につきましては、去る10月27日に譲渡人、譲受人双方と確認しまして現地確認を行いました。本案件につきましては、去る令和5年9月11日付、議案第47号、番号6により議決のあった土地、田7筆、無償贈与の関連同一案件になりまして、その際申請漏れのあった畑1筆の無償贈与の追加申請であります。譲受人は10年前から譲渡人からその方が老齢のため耕作不能になった所有の田畑を借りて今日まで野菜類を栽培管理しております。譲渡人には当該土地において親族等に適当な相続人がおらず、相続登記制度も次年度から改正されることを踏まえて譲受人を適任者と考え、土地を無償贈与するものであります。譲受人は妻との2人世帯で、専ら2人で当該土地に多種の野菜とか豆類、こういったものを栽培管理しております。管理機や運搬車等、必要な農具を所有して、用水につきましても山際の土地なんですけれども、谷水をパイプホースで引き利用に充てております。道の補

修、あぜ草刈り等の草刈り管理も良好に行っている状況であります。適切と考えております。ご審議いただければと思います。

以上であります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、湯原の譲受人に、申請農地、田3筆3, 032㎡、畑1筆60㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。譲受人の国籍は■■■■でございますが、日本人の配偶者として在留資格を有しております、農地を取得し耕作することにつきましては問題ないと考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。

38番推進委員 議長。

議長 はい、38番推進委員。

38番推進委員 38番でございます。

このたびややこしいような報告で申し訳ありませんけども、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、相手は■■■■籍で日本に在住しております、この経緯としましては、譲渡人はこの■■■■というところの地元の出身でありまして、ご両親が他界されましてその遺産相続で住宅と農地を相続したところでありますけれども、今兵庫県のほうで生活されていまして、もうこちらのほうで生活する意思が全くなく、インターネットといいますか、ホームページでこの農地と住宅の売買を広告いたしまして、そうしましたら現在この■■■■籍の方が不動産会社を通して、ぜひとも取得したいということで、3回ほど迷って見学に来ていたそうでございます。そこで、この方は極端にいいますと新規就農者でございます。地元のほうも新規就農者で年齢がまだ34歳ということで、非常に地元としても新規就農者としての期待があるようでございます。今後の新規就農者の将来どうなのかということになりまして、どういう農業をしたいということを知りましたところ、まず水稻の栽培をしたいということでありまして、農業機械は自費で調達するというものであります。実際の耕作は極力来年4月から耕作したいということでありますので、地元もそれなりに歓迎しておりますので問題ないと思います。そういうことなので、ご承認をひとつよろしく願います。

議長 ありがとうございます。

譲受人の方は地元に住まれとんですか。

38番推進委員 そうです。

議長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございますが、川上の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田5筆5, 028㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、11月4日に譲渡人と現地を確認いたしました。譲受人とは電話にて確認しております。譲渡人は体調を崩し耕作が難しくなったので、知人を介し譲受人との話がまとまったものであります。譲受人は主に水稻とネギを作付しており、譲り受けた土地はネギを作付したいとのことで、農地までの距離が40キロと距離がありますが、回送車も所有しており問題はないものと思われます。その他の指摘事項もありませんので、審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

2番委員 はい。

議長 はい、どうぞ2番委員。

2番委員 4番の件なんですけど、現在地元に住んでおるといことですが、今まで譲受人の資格として、耕作の意思があつて、技術が伴つて、設備があつてというようなことでチェックしてきたと思うんです。こういうチェックはどうなんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 譲受人のほうから意思の確認はさせていただいております。耕作の意欲はいろいろありまして、家を購入することと併せて農地を購入して農業をしていきたいと。地元のほうでも、そういう意欲は買ってもらっているといことと、地元のほうでのサポートも十分にさせていただけるといことな判断になります。農機具につきましても、現在古い農機具を修理して、それを取付して、特に耕作に必要な農機具はそろえるといことな話をさせていただいておりますので特に問題はないと。

2番委員 いや、そろえるんですか、そろえているんですか。

事務局主幹 そろえる予定で、もう準備はしているという段階です。

2番委員 今後のことあつて、この件だけについてではなくて、今度一般の人の場合の取得のときに、農機具はこれからそろえるといことでのことも可といこといいんですか、今後審議するに当たつて。といいますのは、今まで3条の移転の中で、私もいろいろ経験してきましたが、中には意思は示される、設備はある程度のものを持っているけれども、途中で放棄されているのが数多くあるし、他の人も経験があると思うんです。

事務局主幹 農林水産省の「農地法関係事務に係る処理基準について」によると、機械や労働力は「権利取得者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。」とあるので、本件についても

問題ないものと考えております。

議長 ほかにはございませんか。

46番推進委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

46番推進委員 番号5番なんですけど、譲渡人は私の自宅の横なんですけど、実際のところ私もこの方が、ここに農地を取得しとるとは知りませんでした。聞いたら、ちょっと名義貸しやと。それで、今度譲受人に面識があるんかと聞いたら、面識はないよと。どういうこと言った。双方全然面識がないらしいんですわ。

議長 分かりますか、事務局。どういうふうになっているのか分かります。

18番委員 双方の関係は、先ほどもお話ししましたが、知人を介してということで直接会ったということは言っておりません。知人を介して話を進めていただいたというふうに聞いております。

議長 耕作はこれからするということですか。以前もここでしたことは、しとんですか。

18番委員 その耕作は委託して耕作してもらっていた土地なんですけれども、今回自分でも耕作は無理ですし、耕作をしてもらっていた人自体がもう困難になってきて、今回の話が出て、知人を介して進めてもらったということで。確かに距離があったり、いろんな問題があるでしょうけども、譲受人は十分耕作意欲を持っておられるようでしたので問題はないと思われましても。

議長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、以上をもって質疑を打ち切ります。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

よろしいですか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

日程3、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（久世）は、自宅裏にある農地ののり面が自宅に接しており、間隔が狭く、管理が不便で生活に支障を来していたことから、申請地、畑1筆49㎡

を、譲渡人（久世）から譲り受け、宅地の拡張のため、転用申請するものです。農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号1について、10月29日に譲受人の方に立会いただいて現地調査を行いましたので報告いたします。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人の自宅の裏が当該農地に接しております。先ほど事務局のほうから話があったとおりなんですけれども、狭い上に植栽がされておりまして、それが畑のほうへはみ出たり、それから境界にある排水路が小さくて大雨のときにあふれたりしているため、そこを改修したいということで譲渡人に申し入れて、このたび話がまとまったということだそうです。譲渡人のほうも実家の農地、それから家、等を処分したいという意向を持っているようで、この機会に話をしたということです。申請地の位置等ですが、■■■■から北へ約500mの集落内の農地です。周囲の状況ですけども、東側が宅地の更地、西側が住宅、南側が住宅、北側が畑となっています。周辺農地への影響は、住宅へ隣接する部分の一部転用のため、影響はないと思われまます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第58号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。



事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第58号について、5ページをお開きください。

議案第58号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和5年11月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全64筆でございます。

全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第59号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第59号について、11ページをお開きください。

議案第59号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権の設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和5年11月10日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。田3筆4、299㎡が利用権設定されるもので、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手をお願いいたします。  
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第59号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程6、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 13ページをお開きください。

報告第14号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。ここで解約事由で借り人の都合のためと記載しておりますが、借り人とは受人のこととなっておりますのでご了承ください。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願ひします。

議長 報告第14号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かありませんか。

よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 事務局からは。

<「なし」の声>

議長 それでは、11月総会は閉会いたします。

次回12月総会は12月11日月曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)